

令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧

項目 産業	① 申出 ケース	② 提 出 月 日	具 体 的 審 査 内 容											⑭ 受 理 月 日	
			③適 用 事業場数 (件)	④適 用 労働者数 (人)	申 出 の 合 意 労 働 者 数 等						⑪合意比率 ⑥÷④ [⑧÷④] (%)	協約に よる 最低額 ⑫時間額 (円)	現行最賃 ⑬時間額 (円)		⑫-⑬ 差額 時間額 (円)
					⑤組合数	⑥労働者数 (人)	うち労働協約等		うち機関決定等						
							⑦組合数	⑧労働者数 (人)	⑨組合数 ⑤-⑦	⑩労働者数 ⑥-⑧(人)					
E234 電線・ケーブル製造業	労働協約	7/4	10	1,361	3	991	3	991	0	0	72.8%	1,075	970	105	7/4
										72.8%					
E242 三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	労働協約	6/30	71	2,185	2	995	2	995	0	0	45.5%	934	933	1	6/30
										45.5%					
E252 E253 E259 E261 ~ E265 E267 E269 E271 E272 三重県一般機械器具製造業	労働協約	6/30	364	14,661	15	5,113	15	5,113	0	0	34.9%	1,030	933	97	6/30
										34.9%					
E29 E30 E28 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	労働協約	7/3	360	28,782	17	16,794	17	16,794	0	0	58.3%	1,010	952	58	7/3
										58.3%					
E262 E311 E313 E315 E319 建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同付属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業、その他の輸送機械器具製造業	労働協約	6/30	438	33,974	14	16,362	14	16,362	0	0	48.2%	1,028	987	41	6/30
										48.2%					

- ※ 1 「労働協約等」について、賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限り）が締結されている場合。
「機関決定」については、労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている場合。
- 2 「③適用事業場数」及び「④適用労働者数」については、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。